

**大網白里市乳児等通園支援事業**

**(こども誰でも通園制度)**

**実施事業者募集要項**

**令和7年12月**

**大網白里市子育て支援課**

# 大網白里市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

## 実施事業者募集要項

令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「本事業」という。）を実施する事業者を、次のとおり募集する。

### 1 制度の概要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月以上満3歳未満の保育所等に通っていない子どもが、月一定時間（月10時間）まで保育所等に通園できる制度である。

### 2 募集事業者

令和8年度中に大網白里市内において本事業を開始する事業者であって、次の各号に掲げる施設を運営している法人、任意団体又は個人

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 幼稚園
- (6) 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）
- (7) 認可外保育施設
- (8) その他市長が適当と認める施設

### 3 事業内容

#### (1) 対象となるこども

大網白里市に住所を有する子どもであって、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、企業主導型保育事業に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子ども

#### (2) 利用可能時間

こども一人当たり月10時間を上限

#### (3) その他

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）実施要綱（令和7年3月31日付け  
こ成保第257号こども家庭長成育局長通知別紙）に定めるとおり

## 4 実施方式

### (1) 一般型乳児等通園支援事業

#### ① 在園児合同実施

本事業専任の職員を配置し、定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行う

#### ② 専用室独立実施

本事業専任の職員を配置し、定員を別に設け、本事業の専用室を設けて受入れを行う

#### ③ 独立施設実施

保育所等に併設せず、本事業のみを実施する施設で受入れを行う

### (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等を利用する児童の数が、その保育所等に係る利用定員の総数に満たない場合において、空き定員の枠を活用して受入れを行う

※ 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業に限る。

## 5 設備基準・運営基準

### (1) 一般型乳児等通園支援事業

#### ① 設備基準

乳児室（満2歳未満） 1人につき1.65m<sup>2</sup>

ほふく室（満2歳未満） 1人につき3.3m<sup>2</sup>

保育室・遊戯室（満2歳以上） 1人につき1.98m<sup>2</sup>

※ その他の基準は、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条に定めるとおり

#### ② 職員

・乳児（満1歳未満） おおむね3人につき職員1人以上

・満1歳以上満3歳未満 おおむね6人につき職員1人以上

・半数以上は保育士であること。

・最低2人の職員を配置すること。

・乳児等通園支援事業の専任であること。

※ 保育所等と一体的に運営されている場合で、保育所等の職員の支援を受けることができる場合等は、乳児等通園支援事業の専任は1人とすることが可

### (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

施設・事業所の区分ごとに、当該施設又は事業所について定める基準条例による

## 6 乳児等支援給付費

子ども・子育て支援法に基づき、毎月、乳児等支援給付費を支給する。

乳児等支援給付費の額は、国が定める公定価格により算定した額となる。

令和8年度の公定価格については、未定。

### 【参考】令和7年度の補助金の額

0歳児	こども一人1時間当たり 1,300円
1歳児	こども一人1時間当たり 1,100円
2歳児	こども一人1時間当たり 900円

## 7 保護者から支払を受けることができる費用

保護者から実費相当額の支払を受けることができる費用は、次のとおりである。

- ・日用品、文房具等の物品の購入費
- ・行事の参加費
- ・給食費・おやつ代 など

なお、実費相当額以外に、利用時間に応じた1時間当たりの利用料（利用者負担）の支払を保護者から受けることができるかは、未定。

## 8 スケジュール

予定期間	内 容
令和7年12月18日（木）	募集要項等の公開・配布開始
令和8年1月9日（金）	申請書類の提出期限
令和8年1月下旬頃	乳児等通園支援事業を行う事業所として認可
令和8年2月	ホームページ上に乳児等通園支援事業を行う事業所を公開
	令和8年4月からの利用者の申込開始
令和8年3月	令和8年4月からの利用者を承認
令和8年4月	初回面談・利用の予約受付開始

## 9 申請手続等

### （1）提出期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月9日（金）まで

### （2）提出先

大網白里市子育て支援課

### （3）提出方法

窓口に持参

(4) 提出書類

	書類名	様式	省略※①
1	乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書	別記第1号様式	×
2	乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）	別記第1号様式の2（その1）	×
	乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）	別記第1号様式の2（その2）	
3	誓約書（兼）役員等名簿	別記第1号様式の3	×
4	建物の平面図（実施場所とその面積がわかるもの）		×
5	乳児等通園支援事業に係る運営規程 ※②		×
6	申請者（設置者）の経歴書（法人・団体の場合は、法人・団体代表者の経歴書）		○
7	乳児等通園支援事業の管理者の経歴書		×
8	乳児等通園支援事業の管理者の資格証明書（保育士証等）の写し		×
8	乳児等通園支援事業収支予算書（兼）職員一覧	参考様式	×
9	職員の資格証明書（保育士証等）の写し（一般型の場合）		×
10	申請者（設置者）の登記事項証明書（法人の場合）		○
	申請者（設置者）の身分証明書（個人の場合）		
11	定款、寄附行為その他の規約（法人・団体の場合）		○
12	賃借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類（直近1会計年度分）		○
13	乳児等支援給付費の振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し		○
14	乳児等通園支援事業に係る安全計画 ※③		×
15	乳児等通園支援事業に係る重要事項説明書 ※④		×

※① 本市から施設型給付費・地域型給付費・施設等利用費の支給を受けている者からの申請に当たっては、「○」の書類の提出を省略することができる。

## ※② 5 乳児等通園支援事業に係る運営規程

運営規程に定めなければならない運営に関する重要事項は、次のとおりである。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

## ※③ 15 乳児等通園支援事業に係る安全計画

安全計画に記載すべき事項は、次のとおりである。

- ・設備の安全の点検
- ・職員、利用乳幼児等に対する安全に関する指導
- ・職員の研修・訓練

なお、既に保育所等の安全計画を定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えること。

## ※④ 16 乳児等通園支援事業に係る重要事項説明書

重要事項説明書に記載すべき事項は、次のとおりである。

- ・運営規程の概要
- ・職員の勤務の体制
- ・保護者から支払を受ける費用の使途・額・支払を求める理由
- ・その他乳児等通園支援事業に関する重要事項

なお、初回面談において、重要事項説明書を交付し、同意を得ること。

また、事業所の見やすい場所に掲示するとともに、インターネット上に公開すること。

## 10 認可・確認

### (1) 認可・確認までの流れ

申請書類受領後、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に適合し、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準に該当するかどうかを審査する。

審査に当たり必要な場合は、事業実施予定場所の現地確認を行う場合がある。

審査の結果、認可・確認することが適當だと認めた場合は、大網白里市子ども・子育て支援推進会議での意見聴取を経て、認可・確認を行う。

### (2) 認可の・確認の取消し

事業開始後、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に適合しないことが判明した場合や、児童福祉法等の法令に違反した場合は、認可が取り消されることがある。

## 11 問合先

大網白里市子育て支援課保育班

電話 0475-70-0347